

省令

○文部科学省令第一号
経済産業省

電源開発促進対策特別会計法施行令(昭和四十九年政令第三百四十号)第二条第一項第三号の規定に基づき、電源開発促進対策特別会計法施行令第二条第一項第三号に規定する事務の区分を定める命令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年四月十五日

文部科学大臣 中山 成彬
経済産業大臣 中川 昭一

電源開発促進対策特別会計法施行令第二項第一項第三号に規定する事務の区分を定める命令の一部を改正する省令

電源開発促進対策特別会計法施行令第二項第一項第三号に規定する事務の区分を定める命令(昭和五十年通商産業省令第三号)の一部を次のように改正する。

第一号ハを次のように改める。

ハ 令第一条第一項第五号イに規定する研修金の交付に関する費用に係る委託費又は補助金の交付に関する事務のうち、次号ハに掲げるものの以外のもので、並びに同項第五号ロに規定する研修の実施に要する費用に係る委託費又は補助金の交付に関する事務のうち、核燃料サイクル開発機構が設置する原子力発電施設等であつて、核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)以下「機構法」という。(第二十四条第一項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律(平成十年法律第六十二号)による改正前の動力炉・核燃料開発事業団法(昭和四十二年法律第七十三号)以下「旧法」という。)第二十三条第一項第一号若しくは第二号(新型転換炉に係る部分に限る。以下同じ。)若しくは第四号に掲げる業務又はこれらに附帯する業務に係るもの及び発電用施設周辺地域整備法施行令第三号各号に掲げる施設のうち日本原子力研究所が設置するものに係るもの

第一号ト中「核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)以下「機構法」という。」を「機構法」に「原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律(平成十年法律第六十二号)による改正前の動力炉・核燃料開発事業団法(昭和四十二年法律第七十三号)以下「旧法」という。」を「旧法」に改め、「新型転換炉に係る部分に限る。以下同じ。」を削り、同号ソ中「次号カ」を「次号ヨ」に改め、同号マ中「次号キ」を「次号ノ」に改める。

第二号ハを次のように改める。

ハ 令第一条第一項第五号イに規定する研修金の交付に関する費用に係る委託費又は補助金の交付に関する事務のうち、同項第四号に掲げる措置又は原子力発電施設等の安全の確保のために行われる措置若しくは業務に従事し、又は従事することが予定されている者のための研修(試験研究炉又は使用施設に係るもの、放射線障害の防止に係るものその他の科学技術の総合的な振興に係るものを除く。)に係るもの

第二号クをヤとし、又からオまでをルからクまでとし、リの次に次のように加える。

又 令第一条第一項第二十号に規定する拠出金の拠出に関する事務のうち、原子力発電施設、美用ウラン濃縮施設、再処理施設又は廃棄施設の設置の必要性に関する知識の普及を図るための調査に係るものであつて、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に係るもの

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○国家公安委員会告示第十四号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第一百条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号(道路交通法第百十條第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月十五日

国家公安委員会委員長 村田 吉隆

第一号の表四百七十八号の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: 丹波市氷上町から同市春日町まで

附則

この告示は、平成十七年四月十七日から施行する。

○総務省告示第四百四十一号

市町の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、古川市、志田郡松山町、同郡三本木町、同郡鹿島台町、玉造郡岩出山町、同郡鳴子町及び遠田郡田尻町を廃し、その区域をもって大崎市を設置する旨、宮城県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年三月三十一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年四月十五日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第四百四十二号

町の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、本吉郡志津川町及び同郡歌津町を廃し、その区域をもって同郡南三陸町を設置する旨、宮城県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年四月十五日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第四百四十三号

市町村の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、那須郡湯津上村及び同郡黒羽町を廃し、その区域を大田原市に編入する旨、栃木県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年四月十五日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第四百四十四号
市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、渥美郡渥美町を廃し、その区域を田原市に編入する旨、愛知県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年四月十五日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第四百四十五号

市町の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町及び同郡新川町を廃し、その区域をもって清須市を設置する旨、愛知県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年七月七日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年四月十五日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第四百四十六号

町村の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、吾川郡池川町、同郡吾川村及び高岡郡仁淀村を廃し、その区域をもって仁淀川町を設置する旨、高知県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年八月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年四月十五日
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第四百四十七号

郡の区域決定
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、吾川郡池川町、同郡吾川村及び高岡郡仁淀村を廃し、その区域をもって仁淀川町を設置することに伴い、同法第二百五十九條第三項の規定により、同町の属すべき郡の区域を吾川郡とする旨、高知県知事から届出があつたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年八月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年四月十五日
総務大臣 麻生 太郎